

土地改良財産取扱規則

〔昭和34年6月9日農林省訓令第23号
平成29年9月25日農林水産省訓令第17号最終改正〕

第1章 総則

(趣旨)

第1条 土地改良法（昭和24年法律第195号）第94条に規定する土地改良財産（以下「土地改良財産」という。）の管理及び処分については、国有財産法（昭和23年法律第73号）、国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）、土地改良法、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、その他の法令及び農林水産省所管国有財産取扱規則（昭和34年農林省訓令第21号）に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において「部局長」とは、土地改良法第136条の3の規定により農林水産大臣の権限の委任を受けた地方農政局長（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第45条第1項の規定により地方農政局長とみなされる沖縄総合事務局長を含む。）並びに農林水産省所管国有財産取扱規則別表の左欄第7号、第9号及び第11号に掲げる国有財産のうち土地改良財産であるものにつき、それぞれ同表の右欄に掲げる部局長をいう。

第2章 管理及び処分

(購入)

第3条 部局長は、国営土地改良事業のために土地又は工作物その他の物件を購入しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書によらなければならない。

- (1) 相手方の氏名又は名称及び住所
- (2) 購入しようとする土地又は工作物その他の物件の明細（土地にあつては所在、地番、地目及び面積、工作物その他の物件にあつては所在、種類、構造及び規模並びに数量）
- (3) 購入価格
- (4) 購入の条件
- (5) 関係図
- (6) その他必要な事項

2 部局長は、前項の契約を締結しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる書類及び関係図面につきその内容を審査しなければならない。

- (1) 登記をしてあるものにあつては、登記簿謄本
- (2) 法令の規定により許可、認可その他の手続を経ることを要するものである場合には、許可書、認可書その他の当該手続を経たことを証する書類
- (3) 相手方が公共団体である場合には、当該公共団体の議決機関の議決書の写
- (4) 賃借権又は使用貸借による権利の有無を明らかにした調書
- (5) その他参考となるべき書類

(寄附の受納)

第4条 部局長は、国営土地改良事業のために土地又は工作物その他の物件の寄附をしようとする者がある場合において、その寄附を受けようとするときは、その者から次に掲げる事項を記載した申請書にこれらの物が登記をしてある物である場合にあつては登記簿の謄本を添え、これを提出させるものとする。

- (1) 寄附をしようとする者の氏名又は名称及び住所

- (2) 寄附をしようとする土地又は工作物その他の物件の明細（土地にあつては所在、地番、地目及び面積、工作物その他の物件にあつては所在、種類、構造及び規模並びに数量）
- (3) 当該寄附に関して特約を結ぼうとするときは、その内容
- (4) 関係図
- (5) その他必要な事項

2 部局長は、前項の申請書の提出があつた場合において、寄附を承諾しようとするときは、申請人に対して承諾書を交付するものとする。

（基幹的な土地改良施設の指定に関する措置）

第4条の2 部局長は、その管理し、又は土地改良法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した土地改良財産により構成される土地改良施設について、土地改良法施行令第55条の2第2号の規定により基幹的な土地改良施設として指定する必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面に関係図面を添え、これを農村振興局長に提出するものとする。

- (1) 当該土地改良施設を構成する土地改良財産に係る土地改良財産台帳の記載事項
- (2) 当該土地改良施設を基幹的な土地改良施設として指定する必要があると認める理由
- (3) 当該土地改良施設を構成する土地改良財産が土地改良法第94条の6第1項の規定により管理を委託しているものである場合にあつては、当該土地改良財産に係る管理受託者（土地改良法施行令第57条第1項に規定する管理受託者をいう。以下同じ。）の意見
- (4) その他参考となるべき事項

2 農村振興局長は、前項の土地改良施設について土地改良法施行令第55条の2第2号の規定により基幹的な土地改良施設としての指定が行われたときは、遅滞なく、その旨を当該部局長に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた部局長は、遅滞なく、その旨を当該土地改良施設の存する区域を管轄する都道府県知事に通知するとともに、当該土地改良施設を構成する土地改良財産が土地改良法第94条の6第1項の規定により管理を委託しているものである場合にあつては、当該管理受託者に通知するものとする。

（管理委託の協定）

第5条 部局長は、その管理する土地改良財産について、土地改良法第94条の6第1項の規定により都道府県又は土地改良区等（土地改良法第94条の3第1項に規定する土地改良区等をいう。以下同じ。）に管理を委託するには、次に掲げる事項を記載した協定書によつてするものとする。

- (1) 当該土地改良財産の所在、種類、構造及び規模並びに数量
- (2) 移管の年月日
- (3) 管理の方法（管理のための組織及び機械の操作を要するものにあつてはその操作の方法を含む。）
- (4) 委託の条件
- (5) 関係図
- (6) その他必要な事項（管理に必要な費用及び管理による収入の額の概算額その他必要な事項）

2 次に掲げる事項は、前項第4号の委託の条件として定めなければならない。

- (1) 国営土地改良事業の工事以外の工事（以下「国営外工事」という。）により受託に係る土地改良財産の原形に変更を及ぼす改築、追加工事等をしようとする者（当該財産の管理受託者を除く。）があるときは、あらかじめ、当該改築、追加工事等の施行

者から次に掲げる事項を記載した申請書に係る図面を添えて管理受託者に提出させ、これに管理受託者の意見書を添え、部局長に提出してその承認を受けるべきこと。

ア 施行者の氏名又は名称及び住所

イ 当該工事をしようとする理由

ウ 当該工事に係る土地改良財産の明細

エ 当該工事の内容

オ 当該工事の施行期間

カ 当該工事によつて生ずべき土地又は工作物その他の物件を国に寄附し、又は帰属させる場合にあつては、当該寄附又は帰属に関する事項

キ 当該工事の施行期間中及び完了後の当該土地改良財産の管理に関する事項

ク その他必要な事項

(2) 国営外工事が行われることにより受託に係る土地改良財産の現状を維持し、又はその効用を保持するために必要となる工事であつて、当該国営外工事の施行者に行わせるもの（以下「原因者工事」という。）があるときは、あらかじめ、前号アからクまでに掲げる事項を記載した申請書に係る図面を添え、部局長に提出してその承認を受けるべきこと。

第6条 削除

（道路法による路線の認定に関する措置）

第7条 部局長（農村振興局長を除く。）は、その管理し、又は土地改良法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した土地改良財産である道路以外の施設について、都道府県知事又は市町村長から道路法（昭和27年法律第180号）による都道府県道又は市町村道の路線の認定をする旨の連絡があつた場合において、当該路線の認定により当該施設が道路法第20条第1項に規定する兼用工作物に該当することとなるときは、その旨及びこれについてとるべき措置の概要を記載した報告書に次に掲げる事項を記載した書面及び関係図面を添え、これを農村振興局長に提出してその指示を受けなければならない。

(1) 当該土地改良財産に係る土地改良財産台帳の記載事項

(2) 当該土地改良財産につき道路法第20条第1項の規定により道路管理者と協議して定めるべき管理の方法及び当該管理に関し附すべき条件について当該部局長の意見

(3) 当該土地改良財産が土地改良法第94条の6第1項の規定による管理の委託をしているものである場合にあつては、当該管理受託者の意見

(4) その他参考となるべき事項

（河川法による河川の指定又は河川管理施設とすることについての同意に関する措置）

第8条 部局長（農村振興局長を除く。）は、その管理し、又は土地改良法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した土地改良財産である施設について、河川法（昭和39年法律第167号）による河川の指定があつたとき又は河川管理施設とすることについての同意を求められたときは、その旨及びこれについてとるべき措置の概要を記載した報告書に次に掲げる事項を記載した書面及び関係図面を添え、これを農村振興局長に提出してその指示を受けなければならない。

(1) 当該土地改良財産に係る土地改良財産台帳の記載事項

(2) 当該土地改良財産につき河川法により行うべき管理の具体的方法についての当該部局長の意見

(3) 当該土地改良財産が土地改良法第94条の6第1項の規定による管理の委託をしているものである場合にあつては、当該管理受託者の意見

(4) その他参考となるべき事項

(河川法による兼用工作物の工事等の協議に関する措置)

第8条の2 部局長（農村振興局長を除く。）は、その管理し、又は土地改良法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した土地改良財産である施設について河川法第17条第1項の兼用工作物の工事等の協議を行なうときは、その旨及びこれについてとるべき措置の概要を記載した報告書に次に掲げる事項を記載した書面及び関係図面を添え、これを農村振興局長に提出してその指示を受けなければならない。

- (1) 当該土地改良財産に係る土地改良財産台帳の記載事項
- (2) 当該土地改良財産につき、河川法第17条第1項の規定により河川管理者と協議して定めるべき管理の方法及び当該管理に関し附すべき条件についての当該部局長の意見
- (3) 当該土地改良財産が土地改良法第94条の6第1項の規定による管理の委託をしているものである場合にあつては、当該管理受託者の意見
- (4) その他参考となるべき事項

(海岸法による海岸保全区域の指定に関する措置)

第9条 部局長（農村振興局長を除く。）は、その管理し、又は土地改良法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した土地改良財産である施設の存する区域について、都道府県知事から海岸法（昭和31年法律第101号）による海岸保全区域の指定をする旨の連絡があつたときは、その旨及びこれについてとるべき措置の概要を記載した報告書に次に掲げる事項を記載した書面及び関係図面を添え、これを農村振興局長に提出してその指示を受けなければならない。

- (1) 当該土地改良財産に係る土地改良財産台帳の記載事項
- (2) 当該海岸保全区域の指定により当該施設が海岸法第15条に規定する兼用工作物に該当することとなる場合にあつては、当該土地改良財産につき同条の規定により海岸管理者と協議して定めるべき事項及び同法第30条の規定により海岸管理者と協議して定めるべき費用の負担についての当該部局長の意見
- (3) 当該土地改良財産が土地改良法第94条の6第1項の規定による管理の委託をしているものである場合にあつては、当該管理受託者の意見
- (4) その他参考となるべき事項

第10条 削除

(他目的への使用等)

第11条 部局長は、土地改良法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した土地改良財産について、管理受託者がこれを他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させようとするときは、土地改良法施行令第59条第2項の申請書に關係図面及び他人に使用又は収益をさせる場合にあつては当該使用又は収益に係る契約書の案を添え、これを当該部局長に提出させるものとする。

2 部局長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その使用又は収益の目的が土地改良財産（ダムその他のえん堤及び揚水施設並びに水路に限る。）を発電事業又は水道事業の用に供することであるものにつき土地改良法施行令第59条第1項の承認をしようとするときは、当該申請書に前項の關係図面、契約書の案及び次に掲げる事項を記載した書面を添え、これを農村振興局長に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 当該土地改良財産に係る土地改良財産台帳の記載事項
- (2) 当該土地改良財産の管理を委託した年月日
- (3) 当該使用又は収益についての当該部局長の意見
- (4) その他参考となるべき事項

3 第1項の他の目的への使用又は収益につき行なう土地改良法施行令第59条第1項の承認は、農村振興局長が別に定める場合を除き、その使用又は収益の期間が5年をこえない

い場合に限り、することができる。

4 前3項の規定は、第1項の管理受託者が同項の申請書の記載事項のうち土地改良法施行令第59条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとする場合に準用する。

ただし、当該管理受託者が同項第4号に掲げる事項のみを変更しようとする場合においては、第2項の農村振興局長の承認を受けることを要しない。

第12条 部局長は、土地改良法第94条の4の2第1項の規定によりその管理する土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用させ、又は収益させる場合には、あらかじめ、その使用又は収益をしようとする者から次に掲げる事項を記載した許可申請書を当該部局長に提出させるものとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 使用又は収益をしようとする土地改良財産の範囲
- (3) 使用又は収益の用途又は目的及び方法
- (4) 使用又は収益の期間
- (5) その他必要な事項

2 部局長は、前項の許可申請書の提出があつた場合において、その使用又は収益の目的が土地改良財産（ダムその他のえん堤及び揚水施設並びに水路に限る。）を発電事業又は水道事業の用に供することであるものにつき許可をしようとするときは、当該申請書に次に掲げる事項を記載した書面及び関係図面を添え、これを農村振興局長に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 当該土地改良財産に係る土地改良財産台帳の記載事項
- (2) 当該使用又は収益の対価の額、納入方法及び納入期限
- (3) 当該使用又は収益についての当該部局長の意見
- (4) その他参考となるべき事項

3 第1項の使用又は収益の期間は、農村振興局長が別に定める場合を除き、1年をこえることができない。

4 前3項の規定は、第1項の使用又は収益の許可を受けた者が同項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとする場合に準用する。

ただし、当該使用又は収益の許可を受けた者が同項第4号に掲げる事項のみを変更しようとする場合においては、第2項の農村振興局長の承認を受けることを要しない。

第13条 削除

（改築、追加工事等）

第14条 部局長は、土地改良法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した土地改良財産について、管理受託者が土地改良法施行令第61条の規定による改築、追加工事等の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に關係図面を添え、これを当該部局長に提出させるものとする。

- (1) 当該工事に係る土地改良財産の管理台帳の記載事項
- (2) 当該工事をしようとする理由
- (3) 当該工事の内容
- (4) 当該工事の費用の見積額
- (5) 当該工事の施行期間
- (6) 当該工事によつて生ずべき土地又は工作物その他の物件を国に寄附し、又は帰属させる場合にあつては、当該寄附又は帰属に関する事項
- (7) その他必要な事項

第14条の2 部局長は、その管理する土地改良財産について、国営外工事により原形に変

更を及ぼす改築、追加工事等をしようとする者があるときは、あらかじめ、当該工事の施行者から次に掲げる事項を記載した申請書に關係図面を添えて当該部局長に提出させるものとする。

- (1) 当該工事に係る土地改良財産台帳の明細
- (2) 当該工事の内容
- (3) 当該工事の施行期間
- (4) 当該工事によつて生ずべき土地又は工作物その他の物件を国に寄附し、又は帰属させる場合にあつては、当該寄附又は帰属に関する事項
- (5) 当該工事の施行期間中及び完了後の当該土地改良財産の管理に関する事項
- (6) その他必要な事項

(原因者工事)

第15条 部局長は、その管理する土地改良財産について、原因者工事があるときは、次に掲げる事項につき当該工事の施行者と契約を締結しなければならない。

- (1) 当該工事に係る土地改良財産の明細
- (2) 当該工事の内容
- (3) 当該工事の施行期間
- (4) 当該工事の施行に関する条件
- (5) 当該工事によつて生ずべき土地又は工作物その他の物件を国に寄附し、又は帰属させる場合にあつては、当該寄附又は帰属に関する事項
- (6) その他必要な事項

第16条 削除

(關係地方公共団体等の協議の承認)

第17条 部局長は、土地改良法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した土地改良財産である土地改良施設について、管理受託者が当該土地改良施設を下水道その他の土地改良施設以外の施設の用に兼ねて供するため關係地方公共団体、關係事業者その他の關係人に対し協議を求める場合において、同法第56条第2項（同法第96条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に關係図面を添え、これを当該部局長に提出させるものとする。

- (1) 当該土地改良施設を構成する土地改良財産の管理台帳の記載事項
- (2) 兼ねて供しようとする用途又は目的及び協議の相手方
- (3) 当該土地改良施設の利用状況
- (4) 協議を求める理由
- (5) 協議をして定めようとする当該土地改良施設の管理方法、管理に要する費用の分担等
- (6) 当該土地改良施設を土地改良施設以外の施設の用に兼ねて供することについての管理受託者の意見
- (7) その他参考となるべき事項

(都道府県知事への裁定申請の承認)

第17条の2 部局長は、土地改良法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した土地改良財産である土地改良施設について、管理受託者が同法第56条第3項の規定により都道府県知事に裁定を申請する場合において、同項において準用する同条第2項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に關係図面を添え、これを当該部局長に提出させるものとする。

- (1) 当該土地改良施設を構成する土地改良財産の管理台帳の記載事項

- (2) 兼ねて供しようとする用途又は目的及び協議の相手方
- (3) 当該土地改良施設の利用状況
- (4) 裁定申請をしようとする理由
- (5) 裁定申請の内容
- (6) その他参考となるべき事項

(用途廃止)

第18条 部局長は、土地改良法第94条の3第1項若しくは道路法第90条第2項の規定により土地改良財産を譲与しようとするとき又はその管理し、若しくは土地改良法第94条の6第1項の規定により管理を委託した公共用財産である土地改良財産を引き続き公共用財産として使用する必要がなくなつたと認めるときは、次に掲げる事項を記載した書類及び関係図面を整備してその用途を廃止しなければならない。

- (1) 当該土地改良財産に係る土地改良財産台帳の記載事項
- (2) 用途廃止の理由書
- (3) 管理を委託している土地改良財産である場合には、管理受託者の意見
- (4) その他必要な事項

2 部局長である北海道開発局長は、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の規定による農地の転用に係る土地改良財産の全部又は一部の転用又は農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第4項によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第80条第1項の規定による売却すべき土地等の認定に伴い、前項の規定により用途の廃止をしようとするときは、前項に掲げる事項を記載した書面に関係図面を添え、これを農村振興局長に提出してその承認を受けなければならない。

(付替工事による交換)

第19条 部局長は、付替工事（土地改良法第94条の2に規定する付替工事をいう。以下同じ。）によつて生ずべき道路又は水路について、同条の規定による交換をすることが適当であると認めるときは、当該付替工事の着手の際に、その交換の相手方となるべき者と協議して、当該交換に関しその者の承認を得るように務めなければならない。

2 部局長は、土地改良法第94条の2の規定による交換をするには、次に掲げる事項を記載した契約書によつてするものとする。

- (1) 相手方の氏名又は名称及び住所
- (2) 交換により相手方に引渡をする土地改良財産の明細
- (3) 交換により土地改良財産となる土地又は工作物その他の物件の明細
- (4) 交換の条件
- (5) 引渡の年月日
- (6) 関係図
- (7) その他必要な事項

(土地改良財産の譲与)

第20条 部局長は、土地改良法第94条の3第1項の規定により一般土地改良施設に係る土地等（同項の一般土地改良施設に係る土地等という。以下同じ。）を土地改良区等に譲与する場合には、次に掲げる事項を記載した契約書によつてするものとする。

- (1) 相手方の氏名又は名称及び住所
- (2) 当該土地改良財産の明細
- (3) 譲与の条件
- (4) 引渡の年月日
- (5) 関係図

(6) その他必要な事項

第21条 部局長は、土地改良法第94条の3第2項に規定する工事（以下「補償工事」という。）によつて生ずべき土地改良財産たる工作物その他の物件を同項の規定により譲与することが適当であると認めるときは、当該補償工事の着手の際に、その譲与の相手方となるべき者と協議して、当該譲与に関しその者の承諾を得るよう務めなければならない。

2 部局長は、土地改良法第94条の3第2項の規定による譲与をするには、次に掲げる事項を記載した契約書によつてするものとする。

- (1) 相手方の氏名又は名称及び住所
- (2) 譲与しようとする土地改良財産の明細
- (3) 譲与の条件
- (4) 引渡の年月日
- (5) 関係図
- (6) その他必要な事項

第22条 部局長は、土地改良法第94条の4の規定により一般土地改良施設に係る土地等を譲与する場合には、次に掲げる事項を記載した契約書によつてするものとする。

- (1) 相手方の氏名又は名称及び住所
- (2) 当該一般土地改良施設に係る土地等の明細
- (3) 譲与の条件
- (4) 引渡の年月日
- (5) 関係図
- (6) その他必要な事項

第22条の2 部局長は、その管理し、又は土地改良法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した土地改良財産である道路について、道路法による都道府県道又は市町村道とすることが当該道路の取得の目的、管理の状況等からみて適当であると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、道路法による都道府県道又は市町村道の路線の認定をすべき旨を申し入れるものとする。

2 部局長は、その管理し、又は土地改良法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した土地改良財産である道路について、道路法による都道府県道又は市町村道の路線の認定がなされた場合には、当該道路を道路法第90条第2項の規定に基づき当該道路の道路管理者である地方公共団体に譲与するものとする。

3 部局長は、前項に規定する譲与をするには、次に掲げる事項を記載した契約書によつてするものとする。

- (1) 相手方の名称及び住所
- (2) 当該土地改良財産の明細
- (3) 譲与の条件
- (4) 引渡の年月日
- (5) 関係図
- (6) その他必要な事項

(共有持分の付与)

第22条の3 部局長は、その管理し、又は土地改良法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した土地改良法施行令第55条の2に規定する基幹的な土地改良施設を構成する土地改良財産である土地又は工作物その他の物件について、同法第94条の4の2第2項の規定により共有持分を付与しようとする場合には、あらかじめ、その付与の相手方となるべき者から次に掲げる事項を記載した共有持分付与申請書に関係図面を添え、こ

れを当該部局長に提出させるものとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 共有持分の付与に係る土地改良財産の明細
- (3) 共有持分の付与に係る土地改良財産の使用計画及び当該土地改良財産の使用に関連する事業計画の概要
- (4) その他必要な事項

2 部局長は、前項の共有持分付与申請書の提出があつた場合において、当該申請者に共有持分を付与しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協定書によつてするものとする。

- (1) 当該共有持分の付与に係る土地改良財産の明細及び当該申請書者に付与すべき共有持分
- (2) 当該共有持分の付与の対価の額及び支払方法
- (3) 当該共有持分の付与に係る土地改良財産の使用方法、管理方法及び管理に要する費用の分担
- (4) 当該共有持分の付与の条件及び時期
- (5) その他必要な事項

3 部局長（農村振興局長を除く。）は、前項の協定を締結しようとするときは、あらかじめ、同項の協定書の案に第1項の申請書及び関係図面並びに次に掲げる事項を記載した書面を添え、これを農村振興局長に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 当該共有持分の付与に係る土地改良財産に係る土地改良財産台帳の記載事項
- (2) 当該共有持分の付与を行おうとする理由
- (3) 当該共有持分の付与についての当該部局長の意見
- (4) 当該共有持分の付与についての都道府県、土地改良区等関係者の意見
- (5) その他参考となるべき事項

（土地改良事業の地域に含めることの承認）

第23条 部局長は、その管理し、又は土地改良法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した土地改良財産である土地（国が所有権以外の権原に基づき土地改良施設の用に供している土地を含む。）について、土地改良法第5条第6項（同法第48条第9項、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、第87条の2第10項、第87条の3第7項、第88条第6項及び第18項、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。）の規定による土地改良事業の地域に含めることの承認をしようとするときは、次に掲げる事項につきその内容を審査しなければならない。

- (1) 当該土地の所在、地番、地目及び面積
- (2) 当該土地改良事業の計画の概要
- (3) 当該土地が土地改良法第94条の6第1項の規定による管理の委託をしているものである場合にあつては、当該管理受託者の意見
- (4) 関係図
- (5) その他参考となるべき事項

第3章 雑 則

（土地改良財産台帳）

第24条 部局長は、土地改良法第94条の5第1項に規定する土地改良財産台帳を備え、その管理し、又は土地改良法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した土地改良財産につき、取得、所管換、処分その他の理由に基づく変動があつたときは、直ちに、これを当該土地改良財産台帳に記載しなければならない。

2 土地改良財産台帳の様式は第1号様式のとおりとする。

(標識)

第24条の2 土地改良法施行令第67条の標識の様式は、第2号様式のとおりとする。

第25条 削除

(滅失等の報告)

第26条 部局長は、管理受託者が受託に係る土地改良財産について土地改良法施行令第60条の規定による滅失又は損傷の報告をする場合には、同条に規定する報告書に復旧計画の概要を記載した書面を添付させなければならない。

2 部局長（農村振興局長を除く。）は、前項の報告があつた場合において、当該報告がダムその他のえん堤及び揚水施設並びに干拓堤防の滅失又は損傷に係るものであるときは、前項の報告書及び復旧計画の概要を記載した書面を農村振興局長に提出しなければならない。

(定期報告)

第27条 部局長（農村振興局長を除く。）は、毎年度末現在において、当該年度になされた次に掲げる事項について農村振興局長が別に定めるところに従い報告書を作成し、これを翌年度の5月31日までに農村振興局長に提出しなければならない。

- (1) 第5条第1項の管理委託の協定
- (2) 第7条の道路法による兼用工作物に係る協議
- (3) 第8条の河川法による河川の指定又は河川管理施設とすることについての同意
- (4) 第8条の2の河川法による兼用工作物の工事等に係る協議
- (5) 第9条の海岸法による海岸保全区域の指定
- (6) 第11条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の他目的への使用等の承認
- (7) 第12条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の他目的への使用等の許可
- (8) 第14条第1項の改築、追加工事等の承認
- (9) 第14条の2第1項の改築、追加工事等の承認
- (10) 第15条第1項の原因者工事に係る契約の締結
- (11) 第17条第1項の関係地方公共団体等との協議の承認
- (12) 第17条の2第1項の都道府県知事への裁定申請の承認
- (13) 第18条第1項の土地改良財産の用途の廃止
- (14) 第20条の一般土地改良施設に係る土地等の譲与
- (15) 第22条の一般土地改良施設に係る土地等の譲与
- (16) 第22条の2第2項の道路法による譲与
- (17) 第22条の3第2項の共有持分の付与
- (18) その他農村振興局長の定める事項

(経由)

第28条 部局長（農村振興局長を除く。）は、その管理し、又は土地改良法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した土地改良財産で普通財産であるものについて、農林水産省所管国有財産取扱規則第38条の規定による国有財産増減及び現在額計算書及び国有財産無償貸付状況計算書、同規則第39条の規定による国有財産増減及び現在額報告書、同規則第40条の規定による国有財産見込現在額報告書並びに同規則第42条の規定による国有財産無償貸付状況報告書の提出をする場合には、これらの書類の写1部（国有財産増減及び現在額計算書にあつては、その写2部）、国有財産増減及び現在額報告書並びに国有財産見込現在額報告書にあつては増減事由別調書を添え、農村振興局長を経

由してするものとする。

- 2 部局長（農村振興局長を除く。）は、その管理し、又は土地改良法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した土地改良財産について、農林水産省所管国有財産取扱規則第22条及び同規則第25条第2項の規定による報告をする場合には、農村振興局長を経由してするものとする。
- 3 部局長である北海道開発建設部長は、農林水産省所管国有財産取扱規則第9条第1項及び同規則第10条第1項の規定による承認の申請をし、又は同規則第25条第2項の規定による報告をする場合には、北海道開発局長を経由してするものとする。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 土地改良財産の管理及び処分に関する事務規程（昭和27年農林省訓令第7号）は、廃止する。

附 則（昭38訓令第47号）

この訓令は、昭和38年5月1日から施行する。

附 則（昭40訓令第56号）

この訓令は、昭和40年12月27日から施行する。

附 則（昭41訓令第22号）

この訓令は、昭和41年5月1日から施行し、昭和41年4月1日適用する。

附 則（昭44訓令第5号）

この訓令は、昭和44年3月12日から施行する。

附 則（昭47訓令第51号）

この訓令は、昭和47年12月6日から施行する。

附 則（昭52訓令第6号）

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭53訓令第18号）

この訓令は、昭和53年7月5日から施行する。

附 則（昭60訓令第9号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平8訓令第3号）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の訓令第24条第2項に規定する様式により作成された同条第1項の土地改良財産台帳は、この訓令による改正後の訓令第24条第2項に規定する様式により作成された同条第1項の土地改良財産台帳とみなす。

附 則（平13訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月11日農林水産省訓令第26号）

この訓令は、平成21年12月15日から施行する。

附 則（平成29年9月25日農林水産省訓令第17号）

この訓令は、公布の日から施行する。

第1号様式（第24条関係）

（表紙）

<p><u>土 地 改 良 財 産 台 帳</u></p> <p><u>口座名</u></p> <p>農 林 水 産 省</p> <p>部 局 名</p>

（日本工業規格B4）

調製要領

- 1 本台帳の記載に当たっては、各事項の記載要領に定めるところによるほか、国有財産法施行細則（昭和23年大蔵省令第92号。以下「細則」という。）第2条に規定する第1号様式の記載要領、細則第5条に規定する別表第1の国有財産区分種目表及び細則第8条に規定する別表第2の国有財産増減事由用語表により調製する。
- 2 台帳は、一の口座に属する土地改良財産を種目ごとに別葉とし、口座単位に調製する。
- 3 口座は、一の国営土地改良事業（二以上の事業を併せ行う場合を含む。）を単位として設け、当該事業の地区の名称を口座名とする。
- 4 土地改良財産は、公共用財産と普通財産とに区分し、次により調製する。
 - (1) 公共用財産については、別表の土地改良財産（公共用財産）区分種目表に定める区分及び種目の順序により編てつする。
 - (2) 普通財産については、細則第5条に規定する別表第1の国有財産区分種目表に定める区分及び種目の順序により編てつする。
- 5 台帳に記載する数量の単位は、別表の土地改良財産（公共用財産）区分種目表によるものとし、数量の端数は細則第6条に規定するところによる。
- 6 台帳に付属する図面等は、事業計画一般図、施設管理図、用地管理図等とする。
- 7 一の口座に属する土地改良財産の台帳の全葉がまつ消された場合には、当該台帳の表紙に「閉鎖台帳」と朱書して別につづり保管する。

(地区概要)

事業の種類	口座名							地区概要
着手年月日	年	月	日	事業及び 財産の内容	借入 方式	区分	備考	
完了年月日	年	月	日					
地域名								
施行地域の 面積 (ha)	田	普通畑	樹園地	その他	計	備考		
共有施設 の概要	相手方	対象施設名	持分率	共有持分付 与の概要	相手方	対象施設名	持分率	
	管理受託者名		所在地			管理委託年月日		
管理委託 の状況	-----		-----			年 月 日		
	-----		-----			年 月 日		
河川法、道路法、海 岸法等他の法令に よる管理処分状 況(要旨)	管理処分年月日	(要旨)						
-----		-----						
-----		-----						

(日本工業規格 B 4)

記載要領

- 「事業の種類」欄には、農業用排水、区画整理、農用地造成、干拓の別を記載する。
- 「事業及び財産の内容」欄には、事業の内容として国営土地改良事業計画に定められている目的、主要工事計画等から、財産の内容として土地改良財産の取得等を簡潔に記載する。
なお、干拓事業の場合には、公有水面埋立法第42条の規定に基づく埋立承認書及び竣功通知書の写しを別葉として添付する。
- 「借入方式区分」欄には、国営土地改良事業の工事に係る借入金の方式として、一般型、特別型若しくは複合型の別を記載する。
- 「地域名」欄には、国営土地改良事業の施行に係る地域の属する市町村名を記載する。
- 「施行地域の面積」欄には、国営土地改良事業計画に定められている受益面積を記載する。
- 「共有施設の概要」欄には、国営土地改良事業計画に定められている共同工事の相手方の名称、施設名及び持分率(割合)を記載する。
- 「共有持分付与の概要」欄には、土地改良法第94条の4の2第2項の規定に基づく共有持分付与の相手方の名称、施設名及び持分率(割合)を記載する。
- 「管理委託の状況」欄には、土地改良法第94条の6の規定に基づき管理委託した都道府県又は土地改良区等の名称、所在地及び年月日を記載する。
- 「河川法、道路法、海岸法等他の法令による管理処分状況」欄には、河川法第20条の工事、河川の指定、道路の路線の認定、海岸保全区域の指定等の状況を記載する。なお、件数が多数に及ぶ場合には別葉として記載する。

(索引)

区分	種目	種類	委託 与 の 別	管 理 の 名 称	索 引 番 号	備 考	区分	種目	種類	委託 与 の 別	管 理 の 名 称	索 引 番 号	備 考

(日本工業規格 B 4)

記載要領

- 「区分」、「種目」及び「種類」欄は、調製要領の4により記載する。
- 口座の各葉を挿入又は除外した場合は、備考欄にその年月日、挿入又は除外の旨を記載する。
- 索引の記載順序は、調製要領の4による。

(公共用財産：土地の部)

区分	土地	種目	敷地	口座名			索引番号		備考	公共用財産
				種類	番号	面積	価 格	登 記		
				年 月 日	目 的	年 月 日	事 由			
		m ²	円							

(日本工業規格 B 4)

記載要領

- 1 本様式は、別表の土地改良財産（公共用財産）区分種目表に定める種目を単位として記載する。
- 2 「種類」欄には、工作物の名称（〇〇ダム、〇〇頭首工、〇〇用水機場、〇〇幹線用水路、〇〇幹線道路等）を記載する。
- 3 「番号」欄には、水路、道路等であつて幹線、支線と工作物が多岐にわたる場合は、これらを系統別に整理し一連番号（例：1，2，3…1-1，1-2…2-1，2-2…）を記載する。
- 4 「面積」欄には、工作物に係る土地の面積を記載する。ただし、占有等に係る土地の面積は記載しないものとする。
- 5 「価格」欄には、工作物に係る土地の取得価格、有償で所管換又は所属替を受けた土地についてはその時点の対価、無償で所管換又は所属替若しくは寄附を受けた土地についてはその時点の近傍類似地の評価額を記載する。
- 6 「登記」欄には、土地に係る登記をした場合に、登記嘱託書の受付年月日及びその目的（所有権移転、所有権保存、区分地上権設定、地役権設定等）を記載する。
- 7 「得喪変更」欄には、土地を処分又は所管換した場合その他登録を要する事由が発生した場合に、その年月日、内容（相手方の氏名又は部局名等）を記載する。

(公共用財産：工作物の部)

区分	工作物	種目	敷地	口座名			索引番号		備考	公共用財産
				種類	番号	着工 竣工 年 度	所 在	構造及 び規模		
				年 月 日	事 由	年 月 日	事 由			
		~								

(日本工業規格 B 4)

記載要領

- 1 本様式は、別表の土地改良財産（公共用財産）区分種目表に定める種目を単位として記載する。
- 2 「種類」欄には、工作物の名称（〇〇ダム、〇〇頭首工、〇〇用水機場、〇〇幹線用水路、〇〇幹線道路等）を記載する。
- 3 「番号」欄には、水路、道路等であつて幹線、支線と工作物が多岐にわたる場合は、これらを系統別に整理し一連番号（例：1，2，3…1-1，1-2…2-1，2-2…）を記載する。
- 4 「所在」欄には、工作物が設置された市町村の所在地（例：〇〇町大字又は小字〇〇地内から〇〇町大字又は小字〇〇地内まで等）を記載する。
- 5 「構造及び規模」欄には、工作物本体の型式、設備のほか、附帯施設、管理施設等を記載する。
- 6 「価格」欄には、決算事業費から工作物一式の設置に要した費用の額を算出して記載する。
- 7 「得喪変更」欄には、工作物を処分又は所管換した場合その他登録を要する事由が発生した場合に、その年月日、内容（相手方の氏名又は部局名等）を記載する。

(普通財産：建物)

口座名

所在 都道府県 都市区 町村 番地

索引 番号	
----------	--

区分	建物	構造	構成材料		沿革	建築年月	借地	所有者又は賃貸人						
建物番号	種目		屋根の種類					数量		番号	名称			
用途	用途		階数					付属図面		番号	名称			
異動年月日	増減事由		増額数量	増額価格				減額数量	減額価格	現在額数量	現在額価格	登記年月日	登記目的	備考
		建	円	建	円	建	円							
		延		延		延								
		建		建		建								
		延		延		延								
		建		建		建								
		延		延		延								

(日本工業規格 B 4)

記載要領

国有財産法施行細則第 1 号様式 (建物) の記載要領による。

(普通財産：工作物)

口座名

所在 都道府県 都市区 町村 番地

索引 番号	
----------	--

区分	工作物	細分 構造 型式等	増額		減額		現在額		借地	所有者又は賃貸人			
種目	用途		数量	価格	数量	価格	数量	価格		数量			
建物番号	用途		付属図面		番号	名称	番号	名称					
異動年月日	増減事由		備考	文書日付 記号番号	記載年月日 照合年月日	印							
			円		円		円						

(日本工業規格 B 4)

記載要領

国有財産法施行細則第 1 号様式 (工作物) の記載要領による。

(普通財産：立木竹)

口座名
 所在 都道府県 郡市区 町村 番地

索引 番号	
----------	--

区分 種目	立木竹	用途	沿革		借地	所有者又は 賃貸人 数量	付属 図面	番号	索引				
			数量	価格					番号	名称			
異動 年月日	増減事由	増額 数量	増額 価格	減額 数量	減額 価格	現在額 数量	現在額 価格	登記 年月日	登記 目的	備考	文書番号 記号番号	記載年月日 照合年月日	印
			円		円		円						

(日本工業規格 B 4)

記載要領

国有財産法施行細則第 1 号様式 (立木竹) の記載要領による。

(普通財産：地上権等)

口座名
 所在 都道府県 郡市区 町村 番地

索引 番号	
----------	--

区分 種目	地上権等	目的 自 至 至 至	沿革	地積 明細	所在		所在		土地 の所有 者	索引			
					数量	数量	数量	数量		番号	名称		
異動 年月日	増減事由	増額 数量	増額 価格	減額 数量	減額 価格	現在額 数量	現在額 価格	登記又は登録 年月日	登記 目的	備考	文書日付 記号番号	記載年月日 照合年月日	印
			円		円		円						

(日本工業規格 B 4)

記載要領

国有財産法施行細則第 1 号様式 (地上権等) の記載要領による。

別表

土地改良財産（公共用財産）区分種目表

区分	種目	数量・単位	摘	要
土地	工作物の種目ごとの敷地	平方メートル	所有権移転、所有権保存、区分地上権設定、地役権設定等に係る土地の面積を包括する。	
工作物	貯水池	箇	堤体、洪水吐、取水施設、放流施設、附帯施設、管理施設等一式を包括する。	
	頭首工	箇	取水堰、取水施設、送水施設、附帯施設、管理施設等一式を包括する。	
	揚水機場	箇	ポンプ、原動機、吸水槽、吐水槽、送水路、機場上屋、樋門、管理施設、受変電施設、附帯施設等一式を包括する。	
	水路	メートル	水路、分水施設、合流施設、調整施設、散水施設、管理施設等一式を包括する。	
	道路	メートル	道路、附帯施設等一式を包括する。	
	樋門	箇	樋門、護岸、管理施設等一式を包括する。	
	堤防	メートル	堤防等一式を包括する。	
	防災施設	箇、メートル	沈砂地、防風施設、砂防ダム等一式を包括する。	
	水管理施設	箇	中央管理所、子局等一式を包括する。	
	発電施設	箇	水力発電施設等一式を包括する。	
	雑工作物	箇、メートル	上記の種目に属さない一切の工作物を包括する。	

第2号様式（第24条の2関係）

境界標識は、コンクリートその他耐久性材料を使用し、大きさは上部13センチメートル角以上、長さは地上30センチメートル以上とし、上部中心に「+」、側面に「農林水産省」と刻印の表示をする。

ただし、部局長は、土地改良財産である土地の地形、周辺の土地の地形等を考慮して、境界標識の大きさを上部9センチメートル角以上の規格のものを定めることができる。

見取り図は、次のとおりである。



